

令和元年度 住民草の根福祉学習会経費助成事業について

1 助成目的

この助成金は、武蔵村山市内のボランティア団体及び自治会等の地域住民団体が行う小規模な福祉に関する学習会の経費に対し助成し、市民の社会福祉に対する理解を高め、社会福祉への参加意欲を促進することを目的にしています。

2 対象団体

小規模な福祉学習会を実施することを予定している活動の本拠を武蔵村山市内に置き、会員の3分の2以上が武蔵村山市民である次の団体です。

- ①ボランティア団体等の福祉活動団体
- ②障害者団体等の社会福祉関係団体
- ③サークル等の地域住民団体
- ④自治会等の地域住民互助団体

※営利を目的としたり、政治・宗教に関する事業は、助成の対象となりません。

3 助成対象経費

助成対象経費は、次のとおりです。

- ①講師謝礼
- ②会場使用料及び付帯設備機器使用料
- ③資料購入費及び作成費
- ④広報宣伝費用
- ⑤見学先に対する謝礼等
- ⑥旅費
- ⑦通信連絡費
- ⑧保険料
- ⑨消耗品費

※ボランティア団体育成助成金との重複利用はできません。

4 助成額

1団体 3万円以内

5 申請の受付期間

助成申請の受付期間は、令和元年6月1日（土）から令和元年9月30日（月）まで。

※学習会は令和2年3月30日（月）までに実施してください。

6 申請方法

「助成申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添えて、社会福祉協議会事務局に提出してください。

7 助成の決定と通知

毎月10日に申請の受付を締め切り、毎月末に行う経営会議に諮り、助成の適格性、適否、助成金額等を決定します。結果は、翌月初旬に「助成決定通知書」により通知します。

8 留意事項

他から助成金を受ける場合、又は受けている場合は、その助成金と合わせての事業実施はできません。

9 助成の実績報告

助成対象事業を完了後、30日以内に、「助成実績報告書」と関係書類を添えて、提出していただきます。

問い合わせ 武蔵村山市社会福祉協議会 地域係（電話566-0061）